

岩手県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 39 号

岩手県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 21 条第 6 項の規定により、岩手県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 4 人をもって組織する。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2 回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があった場合その他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解任することができる。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となり、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、警察本部において処理する。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。